

京都府地球温暖化対策推進計画 概要（案）

2025年10月7日（火）
京都府総合政策環境部
脱炭素社会推進課

※  今回、資料3において「重視してる視点」としてお示した
「家庭向け総合支援」及び「中間支援組織の取組強化」に係る変更箇所

地球温暖化対策推進計画見直し 概要（案）

2

- 計画の期間 : **2040年度まで**
- 計画の位置付け : 地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

京都府の将来像

2050年頃 京都の「豊かさ」をはぐむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～
「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2040年頃 ウェルビーイングの向上と
環境との共生による安心・安全が実感できる社会

施策の 基本的 考え方

- ・ 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現
- ・ 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進
- ・ 徹底した省エネ・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進
- ・ GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進
- ・ 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

緩和策

目標（2013年度比）

- ➡ 温室効果ガス排出量を2030年度に46%以上削減、
2035年度に60%削減、2040年度に73%削減を目指す

加速すべき取組の方向性 ➡ 関係する分野の取組に反映

- 脱炭素型ライフスタイルへの転換のための家庭向け総合支援
- 交通・物流の脱炭素化の推進
- フロン対策の推進
- 温室効果ガス吸収源の対策
- 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進
- 脱炭素・GX経営の促進
- 再エネの最大限の導入・需要創出
- 循環経済への移行
- 新たな環境産業の育成・支援
- 市町村・中間支援組織との連携

対象分野 ➡ 対象分野ごとに実施すべき取組

- 事業活動（産業・業務）
- 建築物（住宅以外の建築物）
- 再生可能エネルギー（エネルギー転換）
- 廃棄物、環境物品等
- 交通・物流（運輸）
- 家庭（電気機器・住宅含む）
- 代替フロン
- 温室効果ガス吸収源

適応策

- 目標 ➡ 長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける分野横断的な対応を適切に組み合わせたレジリエンス向上や、イノベーション創出の仕組み構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進

適応策に関する基本的事項

推進方針

1. 時間的・空間的広がり考慮、幅広い主体への影響を想定、生活・事業の質を維持・向上
2. 適応策により、「京都らしさ」を持続・発信
3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

適応策の方向性（進め方）

- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
 - 気候変動に関する情報収集
 - 分野横断的な対応を適切に組み合わせた効果的なアプローチで適応策を推進
 - 適応ビジネスの推進
 - 行政自らの事業活動への適応策を推進
- + 適応策の推進体制の充実・強化・・・「京都気候変動適応センター」
+ 熱中症対策の強化（京都府熱中症対策方針）

基本的視点

- ① 長期的に考える
- ② 幅広く対象を想定
- ③ 同時解決策を図る
- ④ ビジネスにつなげる
- ⑤ 京都ならではの対策

<対象分野>

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 農林水産業 | ② 水環境・水資源 |
| ③ 自然生態系 | ④ 自然災害 |
| ⑤ 健康 | ⑥ 産業・経済活動 |
| ⑦ 府民生活 など | |

横断的取組

市町村との連携強化
中間支援組織の取組強化

その他個別取組

大学、脱炭素関連スタートアップ企業、研究機関等と連携した脱炭素のイノベーションの創造・社会実装／
脱炭素・適応に資する社会インフラの構築／気候変動に対応し脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

計画の 進行管理

- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 概ね5年後に見直し

I 計画の概要

■ 計画策定の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

■ 計画の期間 **2040年度まで**

II 現状と課題

■ 京都府の地域特性と気候変動の現状

- ・京都府の地域特性、気候変動の現状・将来予測
中央に位置する丹波山地を境に、北部は日本海気候、南部は太平洋気候
京都における気温の上昇傾向、真夏日・**猛暑日**・熱帯夜の増加傾向、冬日の減少傾向

■ 京都府の地球温暖化対策の現状

- ・京都府内の温室効果ガス排出量
2023年度 ▲25.5%（2013年度比）
- ・京都府の再生可能エネルギーの導入・利用状況
2023年度 府内総電力需要に占める再エネの導入割合 **11.3%**
2023年度 府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合 **20.7%**

■ 京都府の地球温暖化対策の課題

産業・業務：多様な主体と連携した中小企業の排出量削減に向けた支援が求められる
家庭：脱炭素意識の向上と行動変容の促進により、府民一人ひとりの脱炭素行動の
実践が府民運動となるような、機運醸成を図る取組を一層強化することが重要
再エネ：導入に当たっては、地域に貢献し、地域と共生・協働する視点が重要
適応：京都府の特性を踏まえた適応策を展開することが必要
横断的取組：府域全体での取組推進のため市町村や中間支援組織等との連携強化が重要

III 計画の目標及び基本的な考え方

京都府の将来像

2050年頃

京都の「豊かさ」をはぐむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

2050年度「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2040年頃

ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会

施策の基本的考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現
- 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進
- 徹底した省エネ・再エネの最大限の導入・利用を推進
- GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進
- 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

IV 温室効果ガスの排出量を削減する緩和策の推進

■ 温室効果ガスの排出量削減目標（基準年度2013年度）

温室効果ガス排出量 2030年度に46%以上、2035年度に60%、2040年度に73%削減

再生可能エネルギーに係る目標指標

	2030年度	2040年度
府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合	25%以上	28～33%
府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	36～38%	40～50%

■ 目標達成のために実施すべき取組

【加速すべき取組の方向性】

関係する分野の
取組に反映



【対象分野】
対象分野ごとに
実施すべき取組

- **脱炭素型ライフスタイルへの転換のための家庭向け総合支援**
- 脱炭素・GX経営の促進
- 交通・物流の脱炭素化の推進
- 再エネの最大限の導入・需要創出
- フロン対策の推進
- 循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行
- **温室効果ガス吸収源の対策**
- 新たな環境産業の育成・支援
- 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進
- **市町村・中間支援組織との連携**

- | | |
|----------------|----------------|
| ○事業活動（産業・業務） | ○交通・物流（運輸） |
| ○建築物（住宅以外の建築物） | ○家庭（電気機器、住宅含む） |
| ○再生可能エネルギー | ○代替フロン |
| ○廃棄物、環境物品等 | ○温室効果ガス吸収源 |

V 気候変動の影響への適応策の推進

■ 気候変動の影響

- ・京都府における気候変動の影響
- ・適応策の優先度

■ 適応策の進め方

- ・適応策の方向性
- ①府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- ②気候変動に関する情報収集
- ③分野横断的な対応を適切に組み合わせた効果的なアプローチで適応策を推進
- ④適応ビジネスの推進
- ⑤行政自らの業務活動への適応策を推進
- + 適応策の推進体制の充実・強化・・・「**京都気候変動適応センター**」
- + 熱中症対策の強化（京都府熱中症対策方針）

■ 適応策に関する基本的事項

・推進方針

- ①時間的・空間的な広がりや考慮、幅広い主体への影響を**長期的観点に立って**想定、生活や事業活動の質を維持・向上
- ②適応策により、「京都らしさ」を持続・発展
- ③これまで京都が培ってきた知恵を発信

・適応策を展開する基本的視点

- ①長期的に考える
- ②幅広く対象を想定する
- ③同時解決を図る
- ④ビジネスにつなげる
- ⑤京都ならではの対策

【7分野】

- | | |
|--------|----------|
| ①農林水産業 | ②水環境・水資源 |
| ③自然生態系 | ④自然災害 |
| ⑤健康 | ⑥産業・経済活動 |
| ⑦府民生活 | |

VI 横断的取組 ■ 市町村との連携強化、中間支援組織の取組強化、その他個別取組

VII 計画の進行管理

- ・庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- ・京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- ・概ね5年ごとに、計画内容の見直し

1 計画策定の趣旨

- 京都府では、2020年2月に「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言
- 「COP26」において、「気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求する」とした成果文書の採択
- 2020年12月に地球温暖化対策条例の改正、2030年度46%以上削減することを新たな目標として設定（2013年度比） 等

1-2 令和8（2025）年3月改定の背景

- 国地球温暖化対策計画の改定（2035年度60%削減、2040年度73%削減）
- 第7次エネルギー基本計画の策定（S+3Eの基本方針のもと、再エネの主力電源化の徹底）
- 2024年は世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇（単年で初めて1.5℃超え）
- 計画策定後5年が経過することから、計画内容の見直しを行う
- 適応策については、国の気候変動適応計画の見直し（2026年度予定）を踏まえ、今後見直し予定

2 計画の位置付け

- 「地球温暖化対策法」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」
- 「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」及び「地球温暖化対策推進計画」
- 「京都府総合計画」及び環境分野における方策の基本的な方向性を定めた「京都府環境基本計画」の個別計画

3 計画の期間

- 令和22（2040）年度まで

4 対象とする温室効果ガス

- 二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、
三ふっ化窒素（NF₃）の7種類

5 計画の策定手法

- BAU排出量の推計によるバックキャスティング手法
（将来のあるべき社会像を想定し、そこに到達する道筋を明らかにする手法）

1 京都府の地域特性と気候変動の現状

(1) 京都府の地域特性

- 中央に位置する丹波山地を境に、北部は日本海気候、南部は太平洋気候

(2) 京都府の気候変動の現状

- 気温の上昇傾向

100年あたり2.2℃の割合で上昇

2024年 年平均気温：過去最高

- 真夏日・猛暑日・熱帯夜の増加傾向、冬日の減少傾向

2025年 年間猛暑日・熱帯夜がともに60日超え（全国の観測点で初めて）

- 大雨の増加

大雨の発生回数増加

- 熱中症救急搬送者数の増加

近年の6月の平均気温上昇に伴い6月の熱中症搬送者数も増加

- 農業における気候変動の影響や生物多様性の損失

高温や少雨による作物の品質低下や収量低下、ゲリラ豪雨による作物の冠水種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こす可能性

(3) 京都府における気候変動の将来予測

21世紀末のRCP8.5シナリオ（追加的な緩和策を取らなかった世界）において

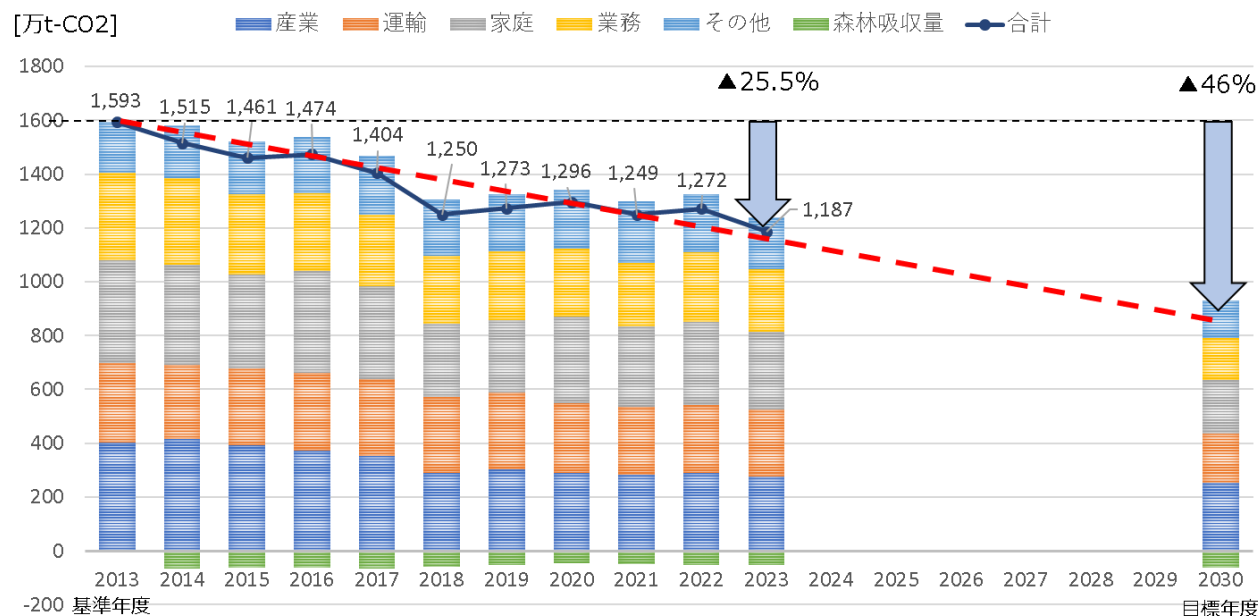
- 年平均気温は、4.4℃上昇
- 1時間降水量50mm以上の年間発生回数は2.7倍増加

2 京都府の地球温暖化対策の現状

(1) 京都府の地球温暖化対策の推進状況

計画では八つの施策群で進捗状況管理を実施

(2) 京都府内の温室効果ガス排出量



京都府の2023年度の温室効果ガス排出量は、1,187万t-CO₂

(前年度比では、6.7% (86 万トン) の減少、

2013年度比 (基準年度) では、25.5% (407万トン) の減少)

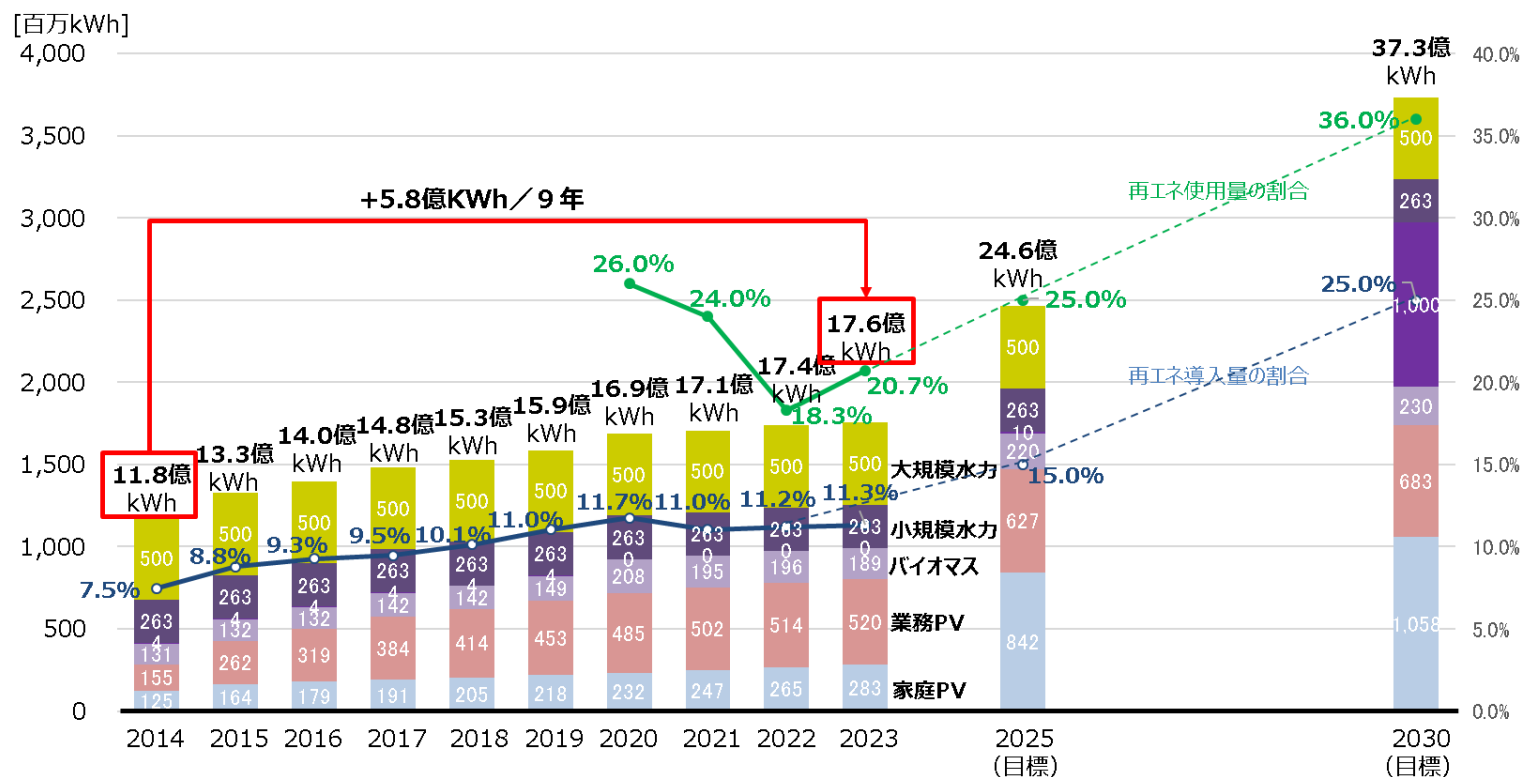
(3) 温室効果ガス排出量の増減要因

エネルギー消費効率の向上や再生可能エネルギーの導入拡大、電気の排出係数の低下もあり、基準年度 (2013年度) から概ね減少傾向

2 京都府の地球温暖化対策の現状

(4) 京都府の再生可能エネルギーの導入・利用状況

目標	2023実績	2030年度
府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合	11.3%	25%以上
府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	20.7%	36～38%



3 京都府の地球温暖化対策の課題（1/2）

【産業・業務部門】

- 大規模排出事業者における更なる取組の促進が求められる
- 大企業・中小企業が連携した温室効果ガスの排出量削減を促す仕組みづくりが必要
- サプライチェーン全体でのカーボンフットプリント算定など企業競争力向上の観点も重要
- 多様な主体と連携した中小企業の排出量削減に向けた支援が求められる

【運輸部門】

- 公共交通や自転車・徒歩への転換、物流の効率化に向けた取組が求められる
- 2035年までに電動車の新車販売100%を見据えたEV等の更なる普及、充電インフラの整備が重要

【家庭部門】

- 府民の安心安全や暮らしの質の向上の視点からの普及促進策が必要
- 脱炭素意識の向上と行動変容の促進により、府民一人ひとりの脱炭素行動の実践が府民運動となるような、機運醸成を図る取組を一層強化することが重要

【再生可能エネルギー】

- これまで十分に導入が進んでいない場所（建築物の屋根や農地、駐車場等）の活用や、技術革新による従来活用困難だった場所の活用等による導入加速が必要
- 導入に当たっては、地域に貢献し、地域と共生・協働する視点が重要
- 再エネ調達を望む企業等がそれを実現しやすい仕組みづくりが必要
- 家庭や中小企業に対する中間支援組織と連携した再エネ導入の意識醸成や支援等が必要

3 京都府の地球温暖化対策の課題（2/2）

【代替フロン対策、資源循環、温室効果ガス吸収源】

<代替フロン対策>

- 機器の適正管理及びノンフロン機器等の推進などが重要

<資源循環>

- プラスチックごみなど一層の3Rが必要となる分野あり

<温室効果ガス吸収源>

- 森林吸収源だけでなくブルーカーボンやその他の吸収源に係る取組の普及促進が重要

【適応策】

- 大雨の発生確率と強度の増加、熱中症による救急搬送人員が増加傾向、農作物の高温による生育障害や品質低下等が発生
- 京都府の特性を踏まえた適応策を展開することが必要

【横断的取組】

- 環境関連産業の振興や雇用の創出に結び付けていくことが必要
- 環境教育や脱炭素社会づくりの役割を担う人材の育成、情報発信が必要
- 緩和策だけでなく、適応策も合わせた環境産業の創出や人づくりの観点が必要
- 府域全体での取組推進のため市町村や中間支援組織等との連携強化が必要

◆ 2050年頃の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築

◆ 2040年頃の将来像

府環境基本計画（案）

府総合計画

New

ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会

◆ 施策の基本的な考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現
- 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進
- 徹底した省エネ・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進
- GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進
- 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

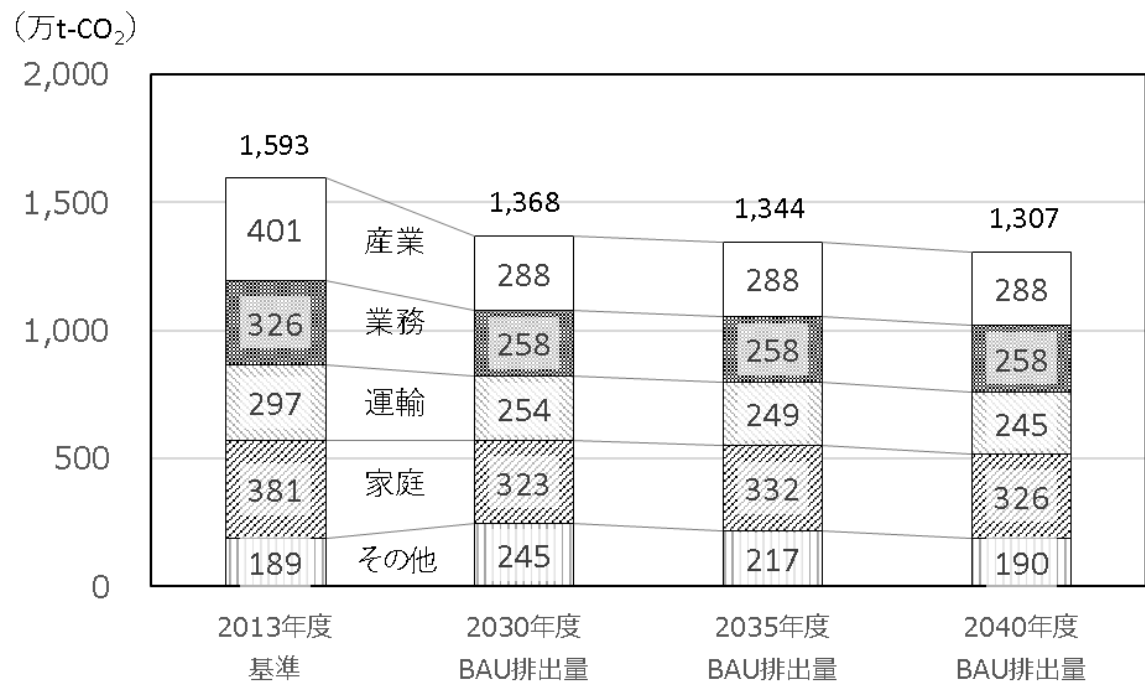
1 京都府内の温室効果ガス排出量の将来予測

(1) 京都府内の温室効果ガス排出量の将来予測

- 排出量の増減に影響する社会・経済的な要因の変化を捉えて推計

(2) 温室効果ガス排出量の将来予測

- 2030、2035、2040年度のBAU排出量を推計



府の温室効果ガスBAU排出量については、以下のデータを元に推計。

- ・資源エネルギー庁の「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」における社会・経済活動の想定（排出削減前）
- ・国立社会保障・人口問題研究所の報告における京都府の世帯数（2020:119万、2030：122万、2040：117万）

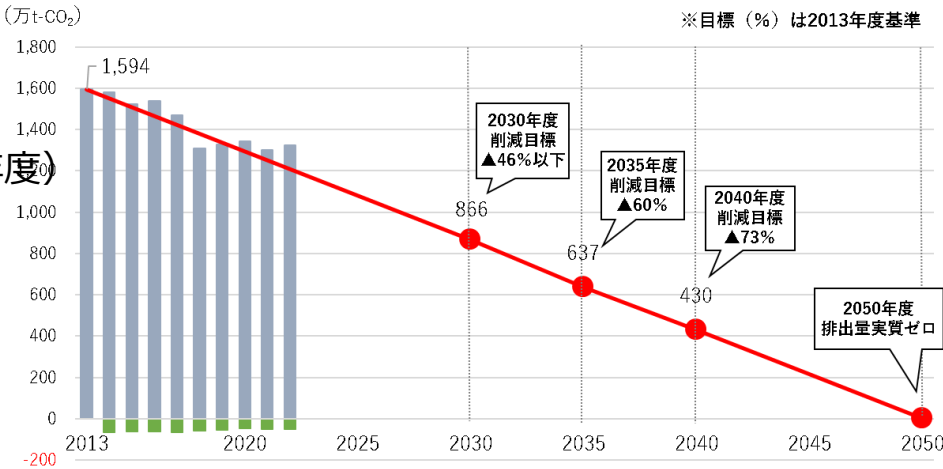
※BAU排出量：現況の対策（追加対策なし）のままで推移したときの想定排出量（Business as Usual）

2 温室効果ガスの排出量削減目標

(1) 削減目標及び目標指標の設定

■ 温室効果ガスの排出量削減目標 (基準年度：2013年度)

- 2030年度 46%以上削減
- 2035年度 60%削減
- 2040年度 73%削減
- 2050年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ



<目標指標>

- 府内総電力需要量に対する府内再生可能エネルギー発電電力量の割合： 2030年度 25%以上 2040年度 28～33%
- 府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合： 36～38% 40～50%

(2) 各部門別の排出量削減目標

● 国の地球温暖化対策計画に示されている削減割合等から設定 (府独自試算：現計画と同様) [万 t -CO₂]

部門	基準年度 (2013年度)	温室効果ガスの排出量削減・吸収の目標					
		2030年度		2035年度		2040年度	
産業	401	252	▲37%	148～171	▲57～63%	91～119	▲70～77%
業務	326	155	▲52%	103～130	▲60～68%	52～85	▲74～84%
運輸	297	182	▲39%	105～142	▲52～65%	61～107	▲64～79%
家庭	381	201	▲47%	157～191	▲50～59%	106～148	▲61～72%
その他	189	139	▲26%	100	▲47%	79	▲58%
吸収源	—	▲60～70	—	▲86	—	▲107	—
合計	1,593	866以下	▲46%以上	637	▲60%	430	▲73%

※小数第一位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

現計画の「加速すべき取組の方向性」	見直し（案）
① 機器・住宅の環境性能の向上 家庭や業務部門での高効率機器への買替えの促進、住宅の断熱化など住まい等における創エネ・省エネ・蓄エネを総合的に推進	① 脱炭素型ライフスタイルへの転換のための家庭向け総合支援 家庭の排出量削減と府民の質の高い暮らしを実現するために、<u>中間支援組織（京都府地球温暖化防止活動推進センター）と連携して、家庭向けに脱炭素行動について、総合的な提案・支援を実施</u>
② 脱炭素経営の促進 中小規模事業者に対する省エネ機器等への導入支援、大規模事業者による一層の削減取組やサプライチェーン全体での排出削減に向けた取組を促進	② 脱炭素経営・GXの促進 <u>脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等を通じた</u>中小規模事業者に対する省エネ機器・<u>再エネ</u>等への導入支援、大規模事業者による一層の削減取組やサプライチェーン全体での排出量削減・<u>GX投資・カーボンフットプリント算定</u>に向けた取組を促進
③ 交通・物流の脱炭素化の推進 モーダルシフトやサイクルシェア、エコドライブの取組や物流システムの効率化、EV 等の普及拡大を推進	③ 交通・物流の脱炭素化の推進 <u>EVカーシェア・モーダルシフト・サイクルシェア・エコドライブの実施</u>や物流システムの効率化、<u>充電インフラの拡充</u>を推進
④ 再生可能エネルギーの最大限の導入・需要創出 地域共生・環境調和を図りながら先端技術の活用等による再生可能エネルギーの最大限の導入を推進、再生可能エネルギー利用促進に資する需要家・小売電気事業者向けの推進策や京都府の率先取組を実施	④ 再生可能エネルギーの最大限の導入・需要創出 <u>これまで十分に活用されてこなかった場所（建築物の屋根や駐車場、農地等）や新技術の活用等による再生可能エネルギーの最大限の導入を推進、再エネを調達しやすい仕組みづくり、地域課題解決等に資する地域と共生・協働する再エネの導入促進</u>
⑤ フロン対策の推進 代替フロン使用機器の適正管理の推進やノンフロン機器・低GWP 機器の利用を促進	⑤ フロン対策の推進 代替フロン使用機器の適正管理の推進やノンフロン機器・低GWP 機器の利用を促進

現計画の「加速すべき取組の方向性」

- ⑥ **資源循環の促進**
環境負荷のより少ない商品・サービスの選択の推進やプラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制、再使用の2Rの取組を推進
- ⑦ **森林吸収源対策の推進**
二酸化炭素を吸収し、地上部及び地中に貯蔵する森林の適正管理と循環利用される森林の拡大、森林資源の利活用を推進
- ⑧ **新たな環境産業の育成・支援**
新技術によるエネルギー需給の最適化や効率的な省エネサービスの導入促進、再生可能エネルギーの長期安定化に資する地域産業基盤の確立を推進
- ⑨ **脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進**
次代を担う子どもたちへの環境教育や、地域づくりのリーダー・中間支援組織等を中心とした協働取組を推進

※ □□□□□ 「VI 横断的取組の推進」(後掲)

見直し(案)

- ⑥ **循環経済(サーキュラー・エコノミー)への移行**
環境負荷のより少ない商品・サービスの選択の推進やプラスチックごみをはじめとする廃棄物の 3R・資源循環がより進む循環経済への移行を推進
- ⑦ **温室効果ガス吸収源の対策**
二酸化炭素を吸収し、地上部及び地中に貯蔵する森林の適正管理と循環利用される森林の拡大、森林資源の利活用を推進、ブルーカーボンやその他の吸収源に係る取組の普及を促進
- ⑧ **新たな環境産業の育成・支援**
新技術によるエネルギー需給の最適化や効率的な省エネサービスの導入促進、再生可能エネルギーの長期安定化に資する地域産業基盤の確立の 推進や適応ビジネスの実装支援
- ⑨ **脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進**
中間支援組織(京都府地球温暖化防止活動推進センター)や市町村等と連携し、次代を担う子どもたちへの環境教育や、地域づくりのリーダー・温暖化防止活動推進員等、脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりを推進

⑩ 市町村・中間支援組織との連携

府域全体で効果的な取組を推進するにあたっての基盤として、市町村と連携した取組の強化を図るとともに、中間支援組織の取組強化により幅広い主体への支援や協働取組を推進

3 目標達成のために実施すべき取組

(2) 取組の対象となる分野

◆事業活動（産業・業務）

◆交通・物流（運輸）

◆建築物（住宅以外の建築物）

◆家庭（電気機器、住宅を含む）

◆再生可能エネルギー（エネルギー転換）

◆代替フロン

◆廃棄物、環境物品等

◆温室効果ガス吸収源

◆**横断的取組**

⇒「**Ⅵ 横断的取組**」へ

- 現行の京都府地球温暖化対策推進計画については、大きく緩和策と適応策の2つを記載しているが、そのうち緩和策を実施していくにあたり、緩和策に直接・間接的に作用する、「事業活動（産業・業務）」、「自動車交通」、「建築物（住宅以外の建築物）」、「家庭（電気機器、住宅を含む）」、「再生可能エネルギー」、「代替フロン」、「廃棄物、環境物品等」、「温室効果ガス吸収源」の分野を対象に取組を推進するとともに、緩和策の各分野に共通する事項として「横断的取組」を展開しているところ。
- 緩和策と適応策は共通事項が多く、一体的な取組もあることから、「Ⅴ 気候変動の影響への適応策」も含めて、各分野に共通する事項を新たに「Ⅵ 横断的取組」として、緩和策と適応策に掛かるよう構成を変更する。

◇事業活動における脱炭素化の推進

現計画

見直し（案）

<大規模事業者>

- 大規模事業者における一層の省エネ対策の推進と再生可能エネルギーの導入・利用拡大の同時解決を図るため、対策条例に基づく排出量削減計画書制度の目標削減率を強化するとともに、同制度により蓄積されたデータを新たな施策立案等に活用します。さらに、再生可能エネルギーの導入・利用に向けた取組を評価する制度を構築します。
 - 京都府内の大規模事業者における再生可能エネルギーの導入等状況を府が公表することで、社会や市場（投資家）での評価を通じて、事業者の自主的かつ計画的な取組の促進を図る仕組みを構築します。
 - 中小企業の省エネ対策や企業・NPO 等による森林整備など、府民や企業の様々な温室効果ガス排出削減活動からクレジット（CO2 排出削減の環境価値）を創出し、大規模排出事業者等がそれを購入して対策条例に基づく排出量削減計画の目標達成や CSR 等に活用する京都版 CO2 排出量取引制度（京-VER クレジットの活用）を継続して実施します。
- 対策条例に基づく排出量削減計画書制度に基づき、大規模事業者における一層の省エネ対策の推進と再生可能エネルギーの導入拡大による排出量削減を一層推進するとともに、目標削減率達成の支援のため、指導・助言等の更なる実施や、同制度により蓄積されたデータを活用した取組事例の展開や新たな施策立案等を実施します。
 - 京都府内の大規模事業者における再生可能エネルギーの導入等状況を府が公表することで、社会や市場（投資家）での評価を通じて、事業者の自主的かつ計画的な取組を促進します。
 - 補助金等の交付要件への追加や取組状況を府が公表することで、大規模事業者以外の事業者における排出量削減計画書制度の活用を促進します。
 - 府有林等から創出されたJ-クレジットの活用を促進するなど、排出量取引制度の開始を見据えた大規模事業者における排出量削減に向けた取組を促進します。

◇事業活動における脱炭素化の推進

現計画	見直し（案）
＜中小規模事業者＞	
■ <u>中小企業にも取り組める脱炭素に向けた目標達成への支援や、京都独自クレジット（京-VER クレジット）の創出につながる省エネ設備等への更新を支援するとともに、中小企業に対する環境経営の普及に向けて EMS 診断を支援します。</u> ■ 中小企業や NPO 等における自立型再エネ設備の導入を支援するため、再エネ条例の自立型再エネ設備導入計画書認定制度に基づく税の優遇措置を継続して実施するとともに、中小企業向けには地域防災力の強靱化に向けて認定要件を見直します。 ■ 省エネ機器導入時の初期費用の負担低減に資する新たな販売・リース方法等の開発を支援します。	■ <u>中小企業の排出量削減の取組実践につながるEMS診断及び診断結果に基づいた脱炭素化の取組支援を実施するとともに、省エネ設備等への更新・再エネ設備の導入を支援します。</u> ■ 中小企業や NPO 等における自立型再エネ設備の導入を支援するため、再エネ条例の自立型再エネ設備導入計画書認定制度に基づく税の優遇措置を継続して実施するとともに、<u>地域防災力の強靱化も促進します。</u> ■ <u>リース等、初期費用の負担低減に資する方法での省エネ機器導入を促進します。</u>

◇事業活動における脱炭素化の推進

現計画	見直し（案）
＜サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減＞	
■ サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価するとともに、SCOPE 3 までのサプライチェーン排出量の算定を行おうとする企業の取組を支援します。 ■ 京都府内における大企業と中小企業が連携してサプライチェーン排出量の削減に取り組む事例を創出し、サプライチェーン排出量の削減に資する取組を支援します。	■ サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価するとともに、SCOPE 3 までのサプライチェーン排出量を削減するために、<u>サプライヤーである中小企業の脱炭素化</u>を支援します。 ■ <u>サプライチェーンで連携してカーボンフットプリントの算定を行おうとする企業の取組や人材育成を支援します。</u>

◇脱炭素経営の促進

現計画

- 脱炭素化に向けて率先的に取り組む企業を評価し、SBT・RE100 の取組、SDGs 経営を支援するとともに、金融機関や投資家等による ESG 投資を促し、企業の環境経営を促進します。
- 地域金融機関と連携した地域脱炭素化コンソーシアムを設置し、京都府独自のサステナブルファイナンスのフレームワークの構築等を通じて、中小企業の脱炭素化を促進します。[令和 5 年 3 月追加]
- 中小企業等への太陽光・蓄電池等の導入支援や小売電気事業者の再エネ電気メニューの情報提供により、再生可能エネルギーの導入・利用を促します。

見直し（案）

- 補助金の加点要件への追加等を通じて、SBT・RE100等脱炭素化に向けて率先的に取り組む企業を評価します。
- 地域金融機関等と連携した地域脱炭素・京都コンソーシアムにおいて、中小企業をはじめとする融資先企業の脱炭素化を支援する金融機関行員の人材育成を実施します。
- 京都府独自のサステナブルファイナンスのフレームワークである「京都ゼロカーボン・フレームワーク」活用の更なる拡大を図るとともに、中間支援組織等と連携した中小企業の実情に応じた排出量削減に向けた伴走支援を通じて、脱炭素化を促進します。
- 中小企業等への太陽光・蓄電池等の導入支援や小売電気事業者の再エネ電気メニューの情報提供や再エネ電気を調達しやすい仕組みづくりにより、再生可能エネルギーの導入・利用を促します。

◇脱炭素経営の促進

現計画

- シェアリングエコノミー等環境に配慮したビジネス形態を促進するとともに、エシカル消費の理念の普及、環境配慮商品の優先購入を促進します。さらに、環境配慮企業からの物品等優先調達による企業等の環境保全活動を促進します。

見直し（案）

- シェアリングエコノミー等環境に配慮したビジネス形態を促進するとともに、環境にやさしい消費行動の普及、環境配慮商品の優先購入を促進します。さらに、脱炭素経営企業からの物品等優先調達による企業等の環境保全活動を促進します。
- 企業・金融機関・大学等の多様な主体が参画して、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場を創設します。

◇行政の率先行動の実施

現計画

- 京都府自らが、公共施設等への省エネ設備等を率先して導入するとともに、府庁舎やイベント等において、環境に配慮した電力を調達します。
- 下水道汚泥の固形燃料化等エネルギーの有効利用を検討するとともに、府営水道事業や流域下水道事業における、省エネ型設備の導入や効率的な運転管理を更に促進します。

見直し（案）

- 京都府自らが、公共施設等へのLED設備等の省エネ設備・再エネ設備・EV等を率先して導入するとともに、府庁舎等において、環境に配慮した電力を調達します。
- 府営水道事業や流域下水道事業について、省エネルギー・高効率機器などの省エネルギー設備の導入による省エネルギー化の推進やDXを通じた施設管理の高度化・効率化を推進するとともに、太陽光発電や下水熱利用などの再生可能エネルギー設備の導入等、下水汚泥由来の固形燃料や消化ガスなど下水道バイオマスを有効活用した創エネルギーの取組を推進します。

◇EV 等の導入促進

現計画

- E V等の蓄電電源を活用し、災害時等における非常用電源としての有用性について広報するとともに、災害時 E V等貸与協定事業者の拡大により、EV 活用を推進します。
また、V2H（Vehicle to Home）システムや太陽光発電と EV を組み合わせた自宅でのエネルギーマネジメントシステムの導入等を推進します。
- E V等の本格普及に向けて、EV 等利用者の利便性の向上や充電渋滞の解消を図り、駐車場における充電設備の整備等の充電インフラの更なる充実を図る取組を推進します。

見直し（案）

- E V等の蓄電電源を活用した民間事業者との災害時 E V等貸与協定による連携をさらに強化し、イベントや災害訓練へのEV等の派遣を実施して、EV等の普及を推進します。
また、V2H（Vehicle to Home）システムや太陽光発電と EV を組み合わせた自宅・事業所でのエネルギーマネジメントシステムの導入等を推進します。
- 災害時だけでなく、アウトドア等でも蓄電池機能として活用できることも積極的に発信することでも、EV等の活用を推進します。
- 2035年までに、電動車の新車販売100%になることを見据え（「グリーン成長戦略」）、EV等利用者の利便性の向上を図り、駐車場や公共施設等における充電設備の整備等の充電インフラの更なる充実を図る取組を推進します。
- 集合住宅への充電インフラの更なる充実を図るため、充電設備の選定から意思決定、設置までを分かり易く解説するセミナーや相談会等を実施します。

◇EV 等の導入促進

現計画

- 自動運転の実証フィールドの提供等による EV 等の自動運転等の実用化の促進や、MaaSにおける EV 等の活用事例を創出し、EV等の普及を拡大します。
- EV等を活用したコネクテッドカー関連ビジネスの創出や物流車両、農業車両など多様な電動車両の開発・普及を推進します。
- エコツーリズムやイベント等におけるEV活用等により、EV等普及のための情報を発信します。
- 京都府公用車へのEV等の導入を促進します。
- デジタル技術を活用した社用車運用の脱炭素化（台数最適化含む）手法の京都府による率先実践や普及推進など、デジタルトランスフォーメーションによる脱炭素化を推進します。[令和5年3月追加]

見直し（案）

- 自動運転の実証フィールドの提供等によるEV等の自動運転等の実用化の促進によりEV等の普及を拡大します。
- EV・バッテリー等の関連ビジネスの創出や物流車両、農業車両など多様な電動車両の開発・普及を推進します。
- 車両管理システム等による台数最適化手法に向けた公用車の効率的な配備により、導入費用を抑えつつ、京都府公用車のEV等への転換を促進します。

◇交通・物流の脱炭素化の推進①

現計画

- 自動車購入予定者に対して、販売員が自動車の環境性能情報を適切に説明し、温室効果ガスの排出の少ない自動車の選択を誘導する仕組み（エコカーマイスター制度）を活用して、引き続きエコカーの導入を促進します。
- 一定台数の車両を有する事業者に対して、社内のエコドライブを推進するエコドライブマイスターを選任する仕組み（エコドライブマイスター制度）を活用し、エコドライブの普及を推進します。
- 物流や交通における交通手段の転換（モーダルシフト）や共同輸配送等の移動手段の共有（ムーブシェア）の取組を推進します。
- 健康増進や混雑緩和等にも貢献する自転車の活用やシェアサイクルを推進します。

見直し（案）

- 自動車購入予定者に対して、販売員が自動車の環境性能情報を適切に説明し、温室効果ガスの排出の少ない自動車の選択を誘導する仕組み（エコカーマイスター制度）を活用して、引き続きエコカーの導入を促進します。
- 一定台数の車両を有する事業者に対して、社内のエコドライブを推進するエコドライブマイスターを選任する仕組み（エコドライブマイスター制度）を活用し、エコドライブの普及を推進します。
- 安全に配慮しつつ、健康増進や混雑緩和等にも貢献する自転車の活用や公共交通・徒歩移動の利用を促進します。
- 個人における移動手段の共有（ムーブシェア）として、サイクルシェアやEV等のカーシェアを推進します。

◇交通・物流の脱炭素化の推進②

現計画

- オープン型宅配ボックスの効果的な活用や職場における受取など、宅配便の受取方法の更なる多様化を促進し、再配達に伴う温室効果ガスの排出抑制を推進します。
- 地産地消を促進することにより、運輸に係る温室効果ガスの排出削減に向けた取組（京都府産木材認証（京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO2 計算書）等）を推進します。

見直し（案）

- オープン型宅配ボックスの活用やコンビニ受取、指定場所配達など、再配達防止に向けた普及啓発を実施します。
- 地産地消を促進することにより、運輸に係る温室効果ガスの排出削減に向けた京都府産木材の活用、府内製品の消費・活用等の取組（京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO2計算書、「京のブランド製品」マーク（京マーク）等）を推進します。

◇建築物の環境性能の向上

現計画

- 特定建築物（床面積2,000㎡以上）に対しては、引き続き、対策条例に基づく排出量削減計画書制度及び再エネ条例に基づく再生可能エネルギー導入計画書制度により、建築物からの温室効果ガスの排出抑制及び再生可能エネルギーの導入に向けた取組を促進します。
- 建築物は再生可能エネルギー導入ポテンシャルがとりわけ高く、また温室効果ガスの排出量に長期にわたり影響を及ぼすことから、新設・増設の時機を捉えて、設計段階から再エネ導入を促進することが有用であるため、特定建築物に対する再生可能エネルギーの導入等に係る規定を強化（導入基準の引上げ、床面積比例制への移行等）するとともに、導入場所を拡充し、設置に関する要件を緩和します。
- 床面積が300㎡以上2,000㎡未満の建築物（準特定建築物）に対して、新たに再エネ設備の導入を義務化し、京都府内における再生可能エネルギーの導入拡大を推進します。

見直し（案）

- 特定建築物（床面積2,000㎡以上）に対しては、対策条例に基づく排出量削減計画書制度及び再エネ条例に基づく再生可能エネルギー導入計画書制度により、建築物からの温室効果ガスの排出抑制及び再生可能エネルギーの導入に向けた取組を促進します。
- 準特定建築物（床面積が300㎡以上2,000㎡未満）に対しては、再エネ条例に基づく再生可能エネルギー導入届出制度により、京都府内における再生可能エネルギーの導入拡大を推進します。
- 新築のみならず、過去に竣工した場合も含めて、特定建築物、準特定建築物に条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を実施し、導入ポテンシャルの高い屋根等への太陽光発電設備の導入を促進します。

◇建築物の環境性能の向上

現計画

- 建築主に設計段階から再生可能エネルギーの導入について幅広い選択肢を提供できるよう、設計者に対する再生可能エネルギー導入に係る情報提供の義務を創設します。また、建築物省エネ法に基づく設計者から建築主に対する省エネ対策に関する情報提供等の取組と一体的に推進することで、建築物の脱炭素化を推進します。
- 森林吸収源対策及び輸送時の温室効果ガス排出抑制方策として、特定建築物の新設・増設においては府内産木材の使用を引き続き求めるとともに、府内産木材の使用場所の制限を緩和し、一層の利用を促進します。
- 建築物における省エネ性能評価・表示制度の充実等により、健康で快適に暮らせる断熱性能の高い建築物の普及を促進します。
- ヒートアイランド現象の緩和や建築物の空調負荷の低減に資する屋上緑化や敷地内の緑化を推進します。

見直し（案）

- 設計者の建築主に対する再生可能エネルギー導入に係る情報提供義務の徹底により、建築主が設計段階から再生可能エネルギーの導入のメリット等にかかる情報を享受する機会を提供します。また、建築物省エネ法に基づく設計者から建築主に対する省エネ対策に関する情報提供等の取組と一体的に推進することで、建築物の脱炭素化を推進します。
- 森林吸収源対策及び輸送時の温室効果ガス排出抑制にもつなげる府内産木材利用を、更に推進するため、特定建築物の新設・増設時の使用義務だけでなく、住宅など他の取組と連携した取組を推進します。
- 建築物における省エネ性能評価・表示制度の活用をを促し、ZEBなど健康で快適に暮らせる省エネ性能の高い建築物の普及を促進します。
- 吸収源対策だけでなく、建築物の空調負荷の低減にも資する屋上緑化や敷地内の緑化を推進します。

◇建築物の環境性能の向上

現計画

- 太陽光等再エネ設備の多様な導入形態（初期投資ゼロモデル等）の普及を促進します。
- 温室効果ガスの削減だけでなく、住環境の快適性向上、災害時のエネルギー確保等にもつながるZEB、ZEHの普及を促進します。
- エネルギー価格高騰等の経営環境の変化を踏まえ、中小企業等に対し、長期的な経営改善に繋がる建築物の脱炭素化について、専門家派遣を含めた総合的な支援を実施します。[令和5年3月追加]

見直し（案）

- 太陽光等再エネ設備の多様な導入形態（初期投資ゼロモデル、共同購入等）の普及を促進します。
- 温室効果ガスの削減だけでなく、住環境の快適性向上、災害時のエネルギー確保等にもつながるZEB、ZEHの普及を促進します。
- エネルギー価格の変動等、経営環境の変化への備えにもつながる、建築物の脱炭素化について、セミナーの開催や専門家派遣を含めた総合的な支援を実施します。

◇脱炭素型ライフスタイルへの転換のための家庭向け総合支援

現計画	見直し（案）
＜家庭向け総合支援＞	
■ 一人ひとりが家庭における環境にやさしいライフスタイルを自主的に取り組み、持続できるよう、京都府地球温暖化防止活動推進センター及び京都府地球温暖化防止活動推進員を通じた啓発活動を強化するとともに、暮らしの質の向上につながるという視点からの啓発も進めます。	■ 一人ひとりが家庭における脱炭素型ライフスタイルを自分事として取り組み、家庭の排出量削減と府民の質の高い暮らしを実現するために、中間支援組織（京都府地球温暖化防止活動推進センター）と連携し、気候変動の状況はもとより、経済的や快適性の向上等に繋がる様々な情報や選択肢を提案するなどの、意識向上から行動変容までの総合的な支援を実施します。 ■ 脱炭素型ライフスタイルの取組のきっかけとなる、エネルギー使用量の把握の手法として、環境家計簿等の見える化ツールの活用を推進します。 ■ 脱炭素意識の向上や行動変容を促し、多くの府民に波及し大きなうねりになることによって、社会の変革・機運醸成に繋げていくため、府民の日常生活におけるエネルギー使用量の把握をきっかけとして、ライフスタイル変革のための府民の意識向上、脱炭素行動の実践、行動変容の発信等の取組を、脱炭素行動への実践を図る府民運動「（仮称）WE DO KYOTO！ Plus」として一体的に推進します。

◇脱炭素型ライフスタイルへの転換のための家庭向け総合支援

現計画	見直し（案）
＜温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルへの転換＞	
■ 家庭においてエネルギー消費量の多い照明や家電製品からの温室効果ガスを削減するため、省エネ効果の高い家電への買替を推進します。また、購買者への省エネ性能説明等、販売者側とも連携した取組を実施していきます。 ■ 健康増進や混雑緩和等にも貢献する自転車の活用や公共交通の利用促進等、移動に伴う温室効果ガス削減の取組を推進します。（再掲） ■ オープン型宅配ボックスの効果的な活用や職場における受取など、宅配便の受取方法の更なる多様化を促進し、再配達に伴う温室効果ガスの排出抑制を推進します。（再掲）	■ <u>経済的負担の軽減にもつながる、省エネ家電への買替を推進し、府民の脱炭素行動変容につなげます。</u>また、購買者への省エネ性能説明等、販売者側とも連携した取組を実施していきます。 ■ <u>安全に配慮しつつ、健康増進や混雑緩和等にも貢献する自転車の活用や公共交通・徒歩移動の利用を促進します。</u>（再掲） ■ オープン型宅配ボックスの活用や<u>コンビニ受取、指定場所配達</u>など、<u>再配達防止に向けた普及啓発を実施します。</u>（再掲）

◇脱炭素型ライフスタイルへの転換のための家庭向け総合支援

現計画	見直し（案）
＜エネルギー効率の高い低炭素住宅の普及啓発（住宅の環境性能の向上）＞	
■ 家庭における再生可能エネルギー設備や蓄電池（電気自動車等の蓄電機能の活用を含む）等を備えたスマートハウスを普及させるために、府民が身近で気軽に相談できる体制を構築するとともに、市町村と連携した普及・啓発を実施します。 ■ <u>新築やリフォームの際、省エネ性能の高い住宅を選択するとともに、省エネ・再エネ設備等を積極的に導入するよう、啓発に努めます。</u> ■ エネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい次世代型住宅の普及を促進するために、スマートエコハウス融資を実施します。 ■ <u>温室効果ガスの削減だけでなく、住環境の快適性向上、災害時のエネルギー確保等にもつながるZEB、ZEHの普及を促進します。（再掲）</u> ■ 各家庭等が再エネ電気を調達しやすい仕組み（<u>再エネ電力共同購入等</u>）を提供します。	■ 家庭における再生可能エネルギー設備や蓄電池（電気自動車等の蓄電機能の活用を含む）等を備えた<u>スマートハウスの普及のために、府が認証する再エネに幅広い知識を有する再エネコンシェルジュを通じて、府民への再エネ導入の提案を行う</u>とともに、市町村と連携した普及・啓発を実施します。 ■ <u>新築のみならず、既存住宅の設備更新やリフォームに当たっては、健康の維持や快適性の向上に繋がる窓断熱、高効率給湯器（ヒートポンプ式電気給湯器・潜熱回収型高効率ガス給湯器等）、家庭用燃料電池等の導入を促進します。</u> ■ <u>新築に当たっては、省エネ性能の高い住宅（ZEH）の選択、省エネ・再エネ設備等の導入を支援します。</u> ■ エネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい次世代型住宅の普及を促進するために、スマートエコハウス<u>促進</u>融資を<u>実施</u>します。 ■ <u>再エネメニュー等の選択肢の情報提供など、各家庭等が再エネ電気を調達しやすい仕組みを提供します。</u> ■ <u>「ひとくふう」で容易にできる遮熱や断熱など、建築物の快適性向上策についても、情報を発信していきます。</u>

◇再生可能エネルギーの最大限の導入促進

現計画

- 再エネ導入を通じて地域の魅力と質を向上させ、もって地方創生に資する脱炭素先行地域を府内に創出し、府内への水平展開を進めます。[令和5年3月追加]
- 太陽光発電設備や太陽熱利用システムについて、新築時に省エネ施策と併せた導入を促すとともに、既築建築物においても、初期投資ゼロモデル等の多様化する導入形態を踏まえた支援策や、増築・改修時等の太陽光発電設備の導入を促進する施策を実施します。
- 事業用太陽光発電設備（野立て）について、耕作放棄地の活用等、地域振興（農業振興等）にも貢献する事業を推進します。
- 周辺環境に配慮した風力発電や、小水力、バイオマス等の地域資源を活用した地域協働型の再エネ導入を促進します。
- 未利用地の活用に向け、駐車場等への太陽光発電の導入を支援するとともに、導入ポテンシャルの高い住宅への太陽光発電設備の設置やZEHの建築に取り組む地域の工務店等を支援します。[令和5年3月追加]

見直し（案）

- 太陽光発電設備や太陽熱利用システムについて、新築時に省エネ施策と併せた導入を促しZEH、ZEBの普及を図るとともに、既築建築物においても、初期投資ゼロモデル等の多様化する導入形態を踏まえた支援策や、増築時等の太陽光発電設備の導入を促進する施策を実施します。また、駐車場等の未利用地を活用した太陽光発電設備の導入を支援します。
- 事業用太陽光発電設備（野立て）について、耕作放棄地や農地、ため池の活用等、地域振興（農業振興等）にも貢献する事業を推進します。
- 周辺環境に配慮した風力発電や、小水力、バイオマス等の地域資源を活用した地域協働型の再エネ導入を促進します。
- 導入適地の活用を検討している行政・企業等、再エネ導入に意欲的な企業、PPA 事業者とのマッチングを実施します。
- 次世代型太陽電池の普及を促進し、これまで太陽光発電設備が設置困難であった場所を活用した再エネ導入の拡大を図ります。
- ニーズの掘り起こしや情報提供等の伴走支援を行う中間支援体制を強化し、家庭や中小企業へのさらなる再エネ導入を促進します。

◇再生可能エネルギーの需要創出

現計画

- 府民・府内企業向けの再エネ（100%）メニュー等の選択肢の情報提供等、再生可能エネルギーの調達を望む府民・府内企業が調達しやすい仕組みづくりを行うとともに、京都府も率先的に再エネ利用を実践することとします。
- 再エネ100宣言（RE100、RE Action）団体と連携した啓発活動や再エネを率先利用する企業の評価制度の創設等により、企業・府民の再エネ調達を促すための意識の醸成を図ります。

見直し（案）

- 再エネ電力のリバースオークションや再エネ（100%）メニューの情報提供等を実施するプラットフォームの整備により、再生可能エネルギーの調達を望む府民・府内企業が調達しやすい仕組みづくりを行うとともに、京都府も率先的に再エネ利用を実践することとします。
- 固定価格買取制度の買い取り期間が終了した太陽光発電設備等で発電した電力を地域で活用する仕組みづくりにより、電力の地産地消を促進します。
- 再エネ100宣言（RE100、RE Action）団体と連携した啓発活動や再エネを率先利用する企業の評価制度等インセンティブの創設等により、企業・府民の再エネ調達を促すための意識の醸成を図ります。

◇地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進

現計画	見直し（案）
■ 地域共生・環境調和を重んじ、地域活性化にも資する再エネ設備の導入を促します。 ■ 再エネ設備の設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取組を促します。 ■ 既存の再エネ設備を長期安定的に活用する取組を支援し、「ものを大切にする文化」が根付く京都府から再エネを長く大切にする行動様式を「新たな文化」として全国に発信します。 ■ 地域の環境保全に配慮し、地域の経済及び社会の持続的発展に資する再エネ事業の推進を図るため、太陽光発電設備及び風力発電設備を対象に、地球温暖化対策推進法第21条第6項の規定による都道府県が定める基準を別冊「促進区域の設定に関する環境配慮基準」のとおり定めるとともに、区域設定に係る市町村への支援を行い、促進区域の設定及び事業化を促進します。[令和5年3月追加]	■ 地域共生・環境調和を重んじ、地域活性化にも資する再エネ設備の導入を促します。 ■ 再エネ設備の設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取組を<u>促すとともに、避難施設として活用できる施設への再エネ設備の導入を推進</u>します。 ■ 既存の再エネ設備を長期安定的に活用する取組<u>や太陽光パネルのリユース・リサイクル等の取組</u>を支援します。 ■ <u>既に設定されている府内の促進区域（再生可能エネルギーの導入等の促進のため、温対法第21条第5項第2号により市町村が指定する「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」）の横展開に向け区域設定</u>に係る市町村への支援を行い、促進区域の設定及び事業化を促進します。

◇フロン対策の推進

現計画

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充填回収業者、解体工事業者及びリサイクル業者に対して、フロン類（代替フロン（HFCs）及び特定フロン（CFCs、HCFCs）の総称）の漏えい防止や機器廃棄時の適切な回収・処理に関する指導を行い、フロン類の管理の適正化を促進します。
- 代替フロンをはじめフロン類を冷媒として使用する機器の管理者等に対する指導・研修の実施や、フロン類を使用しないノンフロン機器や地球温暖化係数の低い冷媒を使用した機器（以下「低GWP機器」という。）の導入を促進します。

見直し（案）

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充填回収業者、解体工事業者及びリサイクル業者に対して、フロン類（代替フロン（HFCs）及び特定フロン（CFCs、HCFCs）の総称）の漏えい防止や機器廃棄時の適切な回収・処理に関する指導を行い、フロン類の管理の適正化を促進します。
- 代替フロンをはじめフロン類を冷媒として使用する機器の管理者等に対する指導・研修の実施や、フロン類を使用しないノンフロン機器や地球温暖化係数の低い冷媒を使用した機器（以下「低GWP機器」という。）の導入を促進します。

◇フロン対策の推進

現計画

- 業務用冷凍空調機器に加えて、家庭用エアコン、自動車用エアコン等の所有者に対しても、代替フロンの適正な取扱いに関する取組を求めるとともに、対策条例で規定する特定事業者に対して、代替フロン使用機器の管理状況等について報告を求める制度を創設し、事業規模の大きな事業所における一層のフロン類の排出抑制に向けた取組を推進します。
- 地方公共団体による率先購入・利用として、機器の調達に当たっては、京都府庁グリーン調達方針に基づき、ノンフロン製品又は地球温暖化係数の低い冷媒を使用した製品を選択します。

見直し（案）

- 対策条例で規定する特定事業者に対して、代替フロン使用機器の管理状況等についての報告を求め、事業規模の大きな事業所における一層のフロン類の排出抑制に向けた取組を推進します。
- 地方公共団体として率先して環境配慮型機器を調達するため、京都府庁グリーン調達方針に基づき、機器の調達時にはノンフロン製品や、地球温暖化係数（GWP）の低い冷媒を使用した製品を優先的に選定します。

◇産業廃棄物の3R・資源循環の促進

現計画

- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対する財政支援、技術支援、人材育成等を通じ、AI・IoTを活用した技術の開発、実用化、普及を促進し、産業廃棄物の効率的な2Rを推進します。
- 産業界、廃棄物処理業界、研究機関、京都府、京都市の連携により設立した、産業廃棄物の3Rの推進に向けたワンストップサービスの拠点である「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」において、最新の産業廃棄物処理情報の集約化機能を強化するとともに、これまで育んできた関係者間の連携を基盤に、産業廃棄物対策のプラットフォームを構築するなどの新しい施策の展開を図ります。
- シェアリングエコノミー等2R優先の循環型社会に資するビジネスの育成を支援します。
- 環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の2Rの取組がより進むサーキュラー・エコノミーが構築され、廃棄物が限りなく削減される循環型社会を目指します。[令和5年3月追加]

見直し（案）

- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対する財政支援、技術支援、人材育成等を通じ、AI・IoTを活用した技術の開発、実用化、普及を促進し、産業廃棄物の効率的な2Rを推進します。
- 産業界、廃棄物処理業界、研究機関、京都府、京都市の連携により設立した、産業廃棄物の3Rの推進に向けたワンストップサービスの拠点である「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」において、最新の資源循環・適正処理情報の集約化機能を強化するとともに、これまで育んできた関係者間の連携を基盤に構築した産業廃棄物対策のプラットフォームを活用するなどの新しい施策の展開を図ります。
- シェアリングエコノミー等、循環型社会の形成に資するビジネスの育成を支援します。
- 環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の3R・資源循環がより進む循環経済が構築され、廃棄物が限りなく削減される循環型社会を目指します。

◇プラスチックごみの削減

現計画	見直し（案）
■ 市町村と連携してレジ袋やペットボトル等の使い捨てプラスチックの削減を推進します。 ■ 代替プラスチック製品の開発・販売促進、リサイクル技術やリサイクルが容易な製品の開発等に取り組む事業者を支援するとともに、大規模排出事業所に対する廃プラスチック類の削減に向けた取組を推進するなどとして、プラスチックの2 Rを進めます。	■ <u>市町村によるプラスチックの一括回収の実施や府民の行動変容を促す先進的なビジネスモデルの導入支援など、市町村と連携してプラスチックごみの削減を推進します。</u> ■ 代替プラスチック製品の開発・販売促進等に取り組む事業者を支援します。 ■ <u>大規模排出事業所から排出される廃プラスチック類やその焼却処理による温室効果ガスを削減するための取組等を推進します。</u>

◇消費者の賢い選択への意識啓発

現計画

- 市町村や関連団体と連携し、「もったいない」の精神やエシカル消費の理念の普及を図り、環境価値の高い商品の優先購入等の取組を進めます。
- 環境への負荷の少ない物品やサービス（環境配慮商品）の普及を図るため、京都府としてグリーン調達を一層推進するとともに、環境配慮企業からの物品等優先調達により、企業等の環境保全活動を促進します。
- 食品ロスは、生産、製造、販売、消費等の各段階で発生するため、関係者全体が取り組むべき課題として、関係者が相互に連携することが必要であり、食品ロス削減を促進するために、消費者の意識改革に向けた啓発や食品ロス削減に取り組む事業者に対する支援を推進します。
- 食品ロス削減に資する新たな取組を行う民間企業や食品関連事業者と連携の上、地域の食品小売店等で生じた未利用食品を、地域内で有効活用し、消費するモデル地域を構築し、府内に展開します。[令和5年3月追加]

見直し（案）

- 市町村や関連団体と連携し、環境にやさしい消費行動の普及を図り、環境価値の高い商品の優先購入等の取組を進めます。
- 環境への負荷の少ない物品やサービス（環境配慮商品）の普及を図るため、京都府としてグリーン調達を一層推進するとともに、環境配慮企業からの物品等優先調達により、企業等の環境保全活動を促進します。
- 消費者の環境にやさしい消費行動に向けた啓発や事業者の食品ロス発生抑制の取組への支援など、サプライチェーン全体の食品ロス削減に取り組みます。
- 家庭で使いきれず余った食品などを集め、こども食堂など必要とする方へ寄付する取組であるフードドライブの拡大など、地域のあたたかい活動にもつながる未利用食品の有効活用の取組を促進します。

◇森林吸収源の確保と森林資源の利活用の推進及びその他吸収源の活用等の推進

現計画

- 計画的な間伐の実施により健全な森林整備と育成を推進します。また、保安林や自然公園内の森林について、伐採等の法規制の徹底を図るとともに、当該森林の公益的機能が良好に発揮されるよう適切な維持管理を推進します。
- カーボンオフセットのクレジット認証等の環境貢献度を組み込んだ森林保全手法を継続的に実施します。
(掲載順見直し)
- カーボンオフセットのクレジット認証等の環境貢献度を組み込んだ森林保全手法について、航空測量・AI画像解析技術等の活用による普及を図り、持続可能な森林経営を促します。[令和5年3月追加]
- 次世代に豊かな森林を引き継ぐため、地域の特色を活かした人と森をつなぐ取組（モデルフォレスト運動等）を推進します。

見直し（案）

- 計画的な間伐の実施により健全な森林整備と育成を推進します。また、保安林や自然公園内の森林について、伐採等の法規制の徹底を図るとともに、当該森林の公益的機能が良好に発揮されるよう適切な維持管理を推進します。
- カーボンオフセットのクレジット認証等の環境貢献度を組み込んだ森林保全手法を継続的に実施します。
(掲載順見直し)
- カーボンオフセットのクレジット認証等の環境貢献度を組み込んだ森林保全手法について、航空測量・AI画像解析技術等の活用による普及を図り、持続可能な森林経営を促します。
- 府有林で創出されたJクレジットの府内企業の活用を促進することで、府内企業の温室効果ガス排出量を削減するとともに、森林整備や府内府林業事業の収入確保に繋がります。
- 次世代に豊かな森林を引き継ぐため、地域の特色を活かした人と森をつなぐ取組（モデルフォレスト運動等）を推進します。

◇森林吸収源の確保と森林資源の利活用の推進及びその他吸収源の活用等の推進

現計画

- 府内産木材の利用促進のために、炭素固定に寄与する木材製品の普及・開発を支援するとともに、京都府施設における府内産木材の率先利用を促進します。また、「京都府産木材認証制度」を活用して建築物における府内産木材の利用を促進するとともに、大規模な建築物（特定建築物）の新增築等に際しては、一定量の府内産木材の使用を促進します。

見直し（案）

- 府内産木材の利用促進のために、炭素固定に寄与する木材製品の普及・開発を支援するとともに、京都府施設における府内産木材の率先利用を促進します。また、「京都府産木材認証制度」を活用して建築物における府内産木材の利用を促進するとともに、大規模な建築物（特定建築物）の新增築等に際しては、一定量の府内産木材の使用を促進します。
- 大学や研究機関等と連携した森林吸収源における知見の共有等の実施により、森林吸収源の確保について推進します。
- ブルーカーボンやその他の吸収源に係る取組の普及を促進します。
- カーボンオフセットのクレジット認証等の環境貢献度を組み込んだ農業手法の普及を促進します。
- 温室効果ガスの吸収やクレジット創出につながるDACCS（Direct Air Capture and Carbon Storage）について、実証フィールド等の提供を通じて、市場創出に向けた環境整備を実施します。

緩和策の進捗確認指標（見直し案）

43

分野	指標	現状 (時点)	2030年度目標	2040年度目標
事業活動	特定事業者の目標削減率を達成する事業者の割合【%】	57.4 (2022)	80	<u>100</u>
	特定事業者の温室効果ガス排出量【万t-CO2】	348 (2023)	<u>375 → 318</u>	<u>276</u>
自動車交通	府内エコカー（HV/EV/PHV/FCV）の普及割合【%】	26.9 (2023)	40	<u>80</u>
	府内電気自動車等の普及台数（EV/PHV/FCV）【台】	15,199 (2024)	<u>20,000→ 35,000</u>	<u>210,000</u>
建築物	<u>新築住宅におけるZEHの普及割合【%】</u>	<u>22 (2023)</u>	<u>40</u>	<u>100</u>
	特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量【kW】	85,200 (2024)	<u>120,000</u>	<u>300,000</u>
家庭	<u>1世帯あたりの温室効果ガス排出量【kg-CO2/世帯】</u>	<u>2,383 (2023)</u>	<u>1,646</u>	<u>1,090</u>
	<u>中間支援組織の相談・支援数【件】（累積）</u>	<u>約120件 (2024)</u>	<u>1,500</u>	<u>4,000</u>
再エネ	府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合【%】	20.7 (2023)	36~38	<u>40~50</u>
	府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合【%】	11.3 (2023)	25以上	<u>28~38</u>
代替フロン	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率【%】	43.5 (2022)	<u>70 → 75</u>	—
廃棄物等	廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量【トン】	135,490 (2019)	74,000	—
森林吸収源	ウッドマイレージCO ₂ 認証等製品年間出荷量【m ³ 】	21,706 (2024)	42,000	—

1 気候変動の影響

(1) 京都府における気候変動の影響

- 気候変動の影響を国「気候変動影響評価報告書」に分類されている分野毎に整理

(2) 本計画における適応策の優先度

- 適応策の優先度を設定し、優先度の高い分野・項目に対する取組を重点的に進める

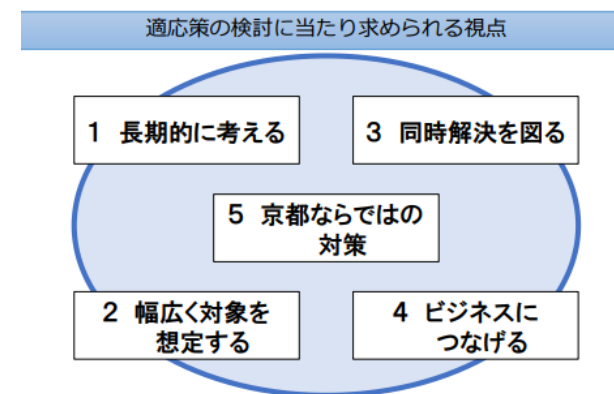
2 適応策に関する基本的事項

(1) 推進方針

- ① 適応策は、時間的・空間的な広がりも考慮し、幅広い主体への影響を長期的観点に立って想定して実施することにより、生活や事業活動の質を維持・向上させる。
- ② 適応策により、伝統・文化をはじめとする「京都府らしさ」を持続・発展させる。
- ③ これまで京都が培ってきた知恵を発信する。

(2) 基本的視点

- ① 長期的に考える（重大性・時間軸を勘案した対策の実施）
- ② 幅広く対象を想定する（幅広く対象を捉え、適切な対策の実施）
- ③ 同時解決を図る
（緩和策との両立、各施策への組み込みによるシナジー効果を創出）
- ④ ビジネスにつなげる
（「費用」、「労力」を無視しないビジネスベースでの取組を推進）
- ⑤ 京都ならではの対策（観光や伝統・文化への影響、事業者・大学との連携等を踏まえた対策）



3 適応策の進め方

(1) 適応策の取組の方向性

- ① 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- ② 気候変動に関する情報収集
- ③ **分野横断的な対応を適切に組み合わせた**効果的なアプローチで適応策を推進
- ④ 適応ビジネスの推進
- ⑤ 行政自らの業務活動への適応策を推進

(2) 京都府らしさを活かした適応の取組の推進

⇒詳細は次ページ以降

(3) 適応策の推進体制の充実・強化

- ① 京都気候変動適応センターを中心とした情報発信等の取組強化

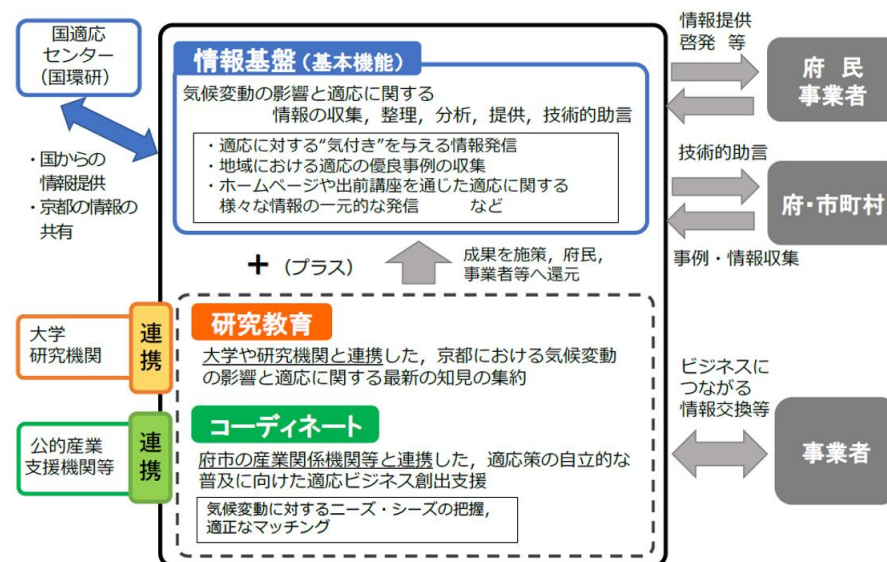
○情報基盤機能

(適応に関する“気づき”を与える情報発信)

○研究教育機能

○コーディネート機能

- ② 庁内体制



◇農業・林業・水産業＜農業＞

現計画

京都府には京野菜、宇治茶、京都米、黒大豆等の特産品がたくさんありますが、高温・多雨で発生しやすい病害等、今後、気候変動による様々な影響が考えられます。

農業生産全般において、高温や新たな病虫害等による生育障害や品質低下を軽減するため、これまで取り組んできた施策を引き続き推進するとともに、気候変動が農作物に及ぼす影響の調査や高温耐性品種等の選定・開発、栽培技術の開発・検証・確立・導入等に取り組めます。

<施策事例>

～14項目 記載省略～

見直し（案）

京都府には京野菜、宇治茶、京都米、黒大豆等の特産品がたくさんありますが、高温・多雨で発生しやすい病害等、今後、気候変動による様々な影響が考えられます。

農業生産全般において、フードサプライチェーンも含めた、環境にも配慮した農業の実現・普及等を促進するとともに、高温や新たな病虫害等による生育障害や品質低下を軽減するため、気候変動が農作物に及ぼす影響の調査や高温耐性品種等の選定・開発、栽培技術の開発・検証・確立・導入等に取り組めます。

<施策事例>

～14項目 記載省略～

- 環境保全型農業の推進及び農作物に対する付加価値の創出と消費者への啓発

◇健康＜暑熱＞

現計画

気温上昇により熱中症による救急搬送者数は増加しており、京都府民の生命を守る取組が必要です。また、京都府は観光客の数が多く、観光客に向けた情報発信も重要となります。

熱中症対策を全庁的に推進する体制を整備し、新型コロナウイルス感染症対策についても配慮した熱中症予防に関する情報を府ホームページ、テレビ・ラジオ等の各種媒体により広く周知し、啓発・注意喚起を実施します。また、熱中症警戒アラートなど様々な手法・機会を活用しながら熱中症対策に取り組みます。

＜施策事例＞

- ・ 府民の熱中症に対する予防行動を促すために、「熱中症警戒アラート」の活用に関する情報発信
- ・ ホームページ、テレビ・ラジオ等による一般府民への予防・対処法、気象情報の啓発、注意喚起の実施
- ・ 登下校、授業中、クラブ活動等学校生活全般において、熱中症対策の情報発信
- ・ クールスポット（高齢者涼やかスポット等）の設置 など

見直し（案）

気温上昇により熱中症による救急搬送者数は増加しており、京都府民の生命を守る取組が必要です。また、京都府は観光客の数が多く、観光客に向けた情報発信も重要となります。

京都府熱中症対策方針に基づき、京都府の関係部局、市町村、各種団体、また、府民が連携して取組を実施し、暑熱順化・熱中症予防・熱中症対策など、熱中症に関する情報を府のホームページや広報誌・テレビ・ラジオ等の各種媒体に加え、民間企業や各種団体等との連携も含め、より広く周知し、啓発・注意喚起を実施します。また、熱中症警戒情報（アラート）など様々な手法・機会を活用しながら熱中症対策に取り組みます。

＜施策事例＞ **追加事項**

～ 4 項目 記載省略～

- ・ 高齢者や幼児など、熱中症にかかりやすい方の見守りや熱中症予防行動を促す啓発の実施
- ・ 公共性の高い府の施設をクーリングシェルターとして開放するとともに、熱中症特別警戒情報（アラート）の発表に関わらない府内クーリングシェルター開放の呼びかけを実施
- ・ 観光や労働時における熱中症対策等を発信
- ・ 日射遮蔽・遮熱、建物の断熱化の推進
- ・ 京都気候変動適応センターにおける暑熱の研究結果等を活用した効果的な熱中症対策施策の実施

◇産業・経済活動＜事業者＞

現計画

京都府は、中小企業が多く、また、様々な伝統産業も有しています。気候変動により、中小企業が調達している原材料や、伝統産業で使用する植物等の原料に影響を及ぼす可能性が考えられる一方、暑熱環境・快適性を向上させる技術等、気候変動がビジネスチャンスになる可能性も考えられます。

地域気候変動適応センター機能を確保し、気候変動が産業・経済活動に及ぼす影響についての情報を収集・整理し、得られた結果から、気候変動の影響に関する情報等の提供を通じ、事業者における適応への取組の促進を行います。

＜施策事例＞

- ・ 地域気候変動適応センター機能の確保（詳細は後述）
- ・ 京都府が指定する災害により被害を受けた中小企業等に対して融資による金融・助成支援を実施 など

見直し（案）

京都府は、中小企業が多く、また、様々な伝統産業も有しています。気候変動により、中小企業が調達している原材料や、伝統産業で使用する植物等の原料に影響を及ぼす可能性が考えられる一方、暑熱環境・快適性を向上させる技術等、気候変動がビジネスチャンスになる可能性も考えられます。そのため、地域脱炭素化に向けたESG投資研究会、地域脱炭素・京都コンソーシアム等との連携や、GXに関する情報交換やビジネスマッチングに繋がるような産・官・学の協働の場の創出等により、適応ビジネスや産業イノベーション創出の支援します。

また、京都気候変動適応センターの取組強化により、気候変動が産業・経済活動に及ぼす影響についての情報を収集・整理し、得られた結果から、気候変動の影響に関する情報等の提供を通じ、事業者における適応への取組の促進を行います。

＜施策事例＞

- ・ 京都気候変動適応センターの取組強化（詳細は後述）
- ・ 京都府が指定する災害により被害を受けた中小企業等に対して融資による金融・助成支援を実施
- ・ 様々な主体との連携や、協働の場の創出等による、適応ビジネス、産業イノベーション創出支援 など

現計画

① 地域気候変動適応センター機能の確保

京都府における適応の取組の推進に向けて、気候変動の影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を効果的に行うため、適応策の推進拠点となる、地域気候変動適応センターの機能を確保します。

地域気候変動適応センターでは、大学や研究機関、経済団体等との連携の下、センターの柱となる情報基盤機能に加え、研究教育機能、コーディネート機能の三つの機能及び実施体制を有機的に確保し、各主体の適応への取組を推進します。

② 庁内体制

京都府の地球温暖化対策に係る推進組織である「京都府地球温暖化対策推進本部」に適応策に係るWGを設置し、地域気候変動適応センターが集約する情報や知見を活用しながら、関係機関が連携して部局横断的な取組を検討し、京都府における適応策を推進します。

見直し（案）

① 京都気候変動適応センターの取組強化

府民や事業者等へ気候変動に合わせた適応事例の発信や適応ビジネスの創出支援など、京都気候変動適応センターを中心とした情報発信等の取組強化します。

併せて、京都気候変動適応センター、京都府地球温暖化防止活動推進センター、きょうと生物多様性センター等との取組連携も強化します。

② 庁内体制

京都府の地球温暖化対策に係る推進組織である「京都府地球温暖化対策推進本部」に設置した適応策に係るWGにおいて、京都気候変動適応センターが集約する情報や知見を共有・活用しながら、関係機関が連携して部局横断的な取組を検討し、京都府における適応策を推進します。

1 横断的取組の趣旨

- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として取組を展開
- 「IV 温室効果ガスの排出を削減する緩和策の推進」及び「V 気候変動の影響への適応策」に共通する事項を横断的取組として取組を推進

2 目標達成に向けた取組

- 本計画の基本的な考え方や施策の推進に当たって着目すべき視点を踏まえて取組を推進

◇市町村や中間支援組織との連携強化

現計画	見直し（案）
＜市町村との連携強化＞	■ <u>オール京都で地域の特性に応じた脱炭素化に向けた取組を推進するため、府内市町村の実情に応じた支援を実施し、京都全体で脱炭素化をけん引していきます。</u> ■ <u>府が連携の起点となり、協働の場の創設などによる意見交換やセミナー等の実施により、連携の取組の強化や人材育成支援、市町村間のネットワークを広げることで、市町村をはじめとする住民・企業・団体の積極的な取組を後押しします。</u> ■ <u>緩和策だけでなく、クーリングシェルトアの整備などの、適応策も一体的に市町村と連携しオール京都で展開します。</u>

◇市町村や中間支援組織との連携強化

現計画	見直し（案）
＜中間支援組織の取組強化＞	
	■ 一人ひとりが家庭における脱炭素型ライフスタイルを自分事として取り組み、家庭の排出量削減と府民の質の高い暮らしを実現するために、中間支援組織（京都府地球温暖化防止活動推進センター）と連携して、気候変動の状況はもとより、経済性や快適性の向上等につながる様々な情報や選択肢を提案するなどの、意識向上から行動変容までの総合的な支援を実施します。（再掲） ■ 中間支援組織（京都府地球温暖化防止活動推進センター）による相談窓口やコーディネート、情報発信機能等を強化するため、多様な主体との連携や中間支援組織の取組強化について府の支援を実施します。 ■ 脱炭素の取組に関して知見を有する中間支援組織との連携をより一層強化し、より効果的な施策の実施を進めていきます。

◇大学、脱炭素関連スタートアップ企業、研究機関等と連携した脱炭素のイノベーションの創造・社会実装

現計画

- 効果的・効率的な省エネサービスの導入促進に加え、新たな技術による環境にやさしい商品開発や販路開拓等により、温室効果ガス排出の少ないサービス商品の普及に努めるとともに、地域産業を育成します。
- 最先端技術やエネルギーマネジメントの活用等による温室効果ガス排出量の削減を推進します。
- 産学公連携による、気候変動に適応するための製品やサービスを展開する新たなビジネスを育成します。
- 脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業と大企業等の交流や、まちづくりへの技術導入等を促進することで、脱炭素をテーマに世界に伍するスタートアップ集積拠点の形成を推進します。[令和5年3月追加]

見直し（案）

- 効果的・効率的な省エネサービスの導入促進に加え、新たな技術による環境にやさしい商品開発や熱中症対策製品のような適応ビジネス商品の販路開拓等により、温室効果ガス排出の少ないサービス商品や適応ビジネス商品の普及に努めるとともに、地域産業を育成します。
- V2H（Vehicle to Home）システムや太陽光発電とEVを組み合わせた自宅・事業所でのエネルギーマネジメントシステムの導入等を推進します。（一部再掲）
- 産学公連携による、気候変動に適応するための製品やサービスを展開する新たなビジネスを育成するとともに、エコツーリズムなどの環境に配慮した観光産業や適応ビジネスの実装に向けた場づくりを支援します。
- 脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業等が集積し、まちづくりへの技術導入等を促進する地域等において、脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業と大企業等の交流や、まちづくりへの技術導入等を促進します。
- 大学、脱炭素関連スタートアップ企業、研究機関等と連携した脱炭素のイノベーションの創造・社会実装を推進します。

◇脱炭素・適応に資する社会インフラの構築

現計画

- 再エネ設備、EV、燃料電池、ガスコジェネレーション等の分散型エネルギーを有効活用する次世代技術（蓄電技術、バーチャルパワープラント等）のインフラを整備します。
- 中小・ベンチャー企業等の太陽光発電設備の長期安定電源化に資する技術開発等を支援します。
- 地域資源を活用した水素エネルギーの需要拡大やインフラ整備を促進します。
- EV等の普及を支える充電・水素充填インフラネットワークを拡大するとともに、再生可能エネルギー由来の電気・水素を供給する充電設備・水素ステーション整備に向けた取組を推進します。

見直し（案）

- 再エネ設備、EV、燃料電池、ガスコジェネレーション等の分散型エネルギーを有効活用する次世代技術（蓄電技術、バーチャルパワープラント等）のインフラを整備するとともに、脱炭素に資する次世代エネルギー（水素、合成メタン等）についても理解促進を図ります。
- 中小・ベンチャー企業等の太陽光発電設備の長期安定電源化に資する技術開発等を支援します。
- 地域資源を活用した水素エネルギーの需要拡大と地域課題解決に資する検討を進めます。
- 水素利活用の拡大に向け、水素ステーション等のインフラ整備を進めます。
- 2035年までに、電動車の新車販売100%になることを見据え（「グリーン成長戦略」）、EV等利用者の利便性の向上を図り、駐車場や公共施設等における充電設備の整備等の充電インフラの更なる充実を図る取組を推進します。（再掲）
- 集合住宅への充電インフラの更なる充実を図るため、充電設備の選定から意思決定、設置までを分かり易く解説するセミナーや相談会等を実施します。（再掲）

◇気候変動に対応し脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

現計画

見直し（案）

<次代を担う子ども・若者への環境教育>

- 体験意欲・知的好奇心を満足させる学びや、地域への愛着を育む体験型の学習プログラムを提供するとともに、学校において、家庭、地域社会、関係機関との連携を図り、組織的・計画的な環境教育を充実させ、家庭や地域ぐるみの取組により学びと啓発を推進します。
- 脱炭素な未来を想像し、自身のとるべき行動について考え、また、その内容を家族や身近な人と話し合うこと等を促す啓発冊子等を提供し、環境問題を自分ごととして捉え行動する力の養成に努めます。

- 体験意欲・知的好奇心を満足させる学びや、地域への愛着を育む体験型の学習プログラムを提供するとともに、学校において、家庭、地域社会、関係機関との連携を図り、組織的・計画的な環境教育を充実させ、家庭や地域ぐるみの取組により学びと啓発を推進します。
- 気候変動の影響を受けた未来や脱炭素な未来を想像し、気候変動や環境問題等を自分事と捉え、自身のとるべき行動について考え、また、その内容を他の人と共有できるよう、気候変動や環境問題、脱炭素行動の内容についての情報を発信します。
- 高校生・大学生等と産学公など多様な人材が連携・協働することにより、未来を担う環境人材を育成します。

◇気候変動に対応し脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

現計画	見直し（案）
＜地域社会における学びと啓発＞	
■ 人材育成を視野に、体験やコミュニケーションを通じた学びの場を提供するとともに、出前授業や環境講座など大学や企業等と連携した環境学習を推進します。 ■ 企業における従業員や顧客・取引先等に対する地球温暖化対策の展開など、企業や地域の団体、NPO等、各主体による、それぞれの関係者に向けた地球温暖化防止活動等の働きかけを促進します。	■ <u>気候変動の影響や脱炭素行動について、自分事化できるような、学びの場を提供するとともに、出前授業や環境講座など大学や企業等と連携した環境学習を推進します。</u> ■ <u>企業における、脱炭素に係る取組や気候変動対策について、広く情報発信するなど、京都府内企業の取組の展開を推進します。</u> ■ <u>脱炭素行動を気軽にチャレンジできるアプリ等を活用し、府民の行動変容を促進します。</u>

◇気候変動に対応し脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

現計画	見直し（案）
<地域づくりのリーダー・中間支援組織等を中心とした協働取組の推進> ■ 地球温暖化防止活動推進員や京都再エネコンシェルジュなど地域で活動する専門的人材を養成するとともに、京都府地球温暖化防止活動推進センターをはじめ中間支援組織を中心とした普及啓発活動等を支援します。 ■ 「一般社団法人京都知恵産業創造の森」を通じて、スマート社会の実現に向けた産学公連携のネットワークづくり等の取組を推進するとともに、環境団体や事業者団体、学術研究者等と共に結成した「京と地球の共生府民会議」のネットワークを活かし、幅広い環境保全活動や人づくりを推進します。	
■ 地球温暖化防止活動推進員や京都再エネコンシェルジュなど地域で活動する専門的人材を養成するとともに、京都府地球温暖化防止活動推進センターをはじめ、<u>京都気候変動適応センター、きょうと生物多様性センター等との更なる連携強化を推進し、普及啓発活動や環境教育事業の効果的な実施を図るとともに、府民にとっても相談・利用しやすいセンターの実現に向けて、取組を推進します。</u> ■ 「一般社団法人京都知恵産業創造の森」を通じて、スマート社会の実現に向けた産学公連携のネットワークづくり等の取組を推進するとともに、環境団体や事業者団体、学術研究者等と共に結成した「京と地球の共生府民会議」のネットワークを活かし、幅広い環境保全活動や人づくりを推進します。	

1 計画の推進体制

- 庁内各課との連携及び調整により本計画を推進
- 関係機関（国、市町村、関西広域連合、京都府地球温暖化防止活動推進センター、事業者団体など）との連携により取組を推進
- 適応策については、京都府地球温暖化対策推進本部を通じて、各部局の取組状況の把握や気候変動影響等に係る情報の共有化、特定課題における情報交換を行うなど、部局横断的に連携し、進捗状況等を踏まえて推進

2 計画の進捗状況の点検

- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価した上で、その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理

3 計画の見直し

- 概ね5年ごとに、計画内容の見直し
- 今後の地球温暖化対策に関連する動向の変化により、必要に応じて計画の見直し